

越後佐渡おもひろ歴史ばなし

遊びじゃないよ、みんなが大マジメ
—「こども銀行」の風景—

窓口や帳簿付けなどの預貯金業務を子供たちが行う。しかも支店長や支店長代理までもが子供たち。かつて、こんな銀行が日本中にありました。戦後、通貨安定とインフレ抑制のため国が推し進めた貯蓄奨励策の一環として、日本中の多くの小中学校で設立されたもので、「こども銀行」(注)と呼ばれたものです。当館の「優良こども銀行表彰関係」文書を見ると、その実態が分かります。

昭和 26 年度に大蔵省(現財務省)及び日本銀行から優秀な銀行として中央表彰された「六日町小学校こども銀行」(旧南魚沼郡六日町)を例にとると、行員は選挙によって選出された支店長 1 名、支店長代理 1 名、勘定係 3 名、原簿係 3 名、窓口係 3 名、雑係 2 名からなっていました。場所は学校の階段下を利用した 1 間×3 間の小さなスペースでしたが、壁に「こども銀行」と書かれた大きな杉板の看板を掲出し、勘定台には三角の係名標柱を並べた本格的なもので、預金通帳交付一覧表、営業日記、原簿などの帳簿類のほか、本箱を代用した金庫が備え付けられていました。

そこでは、毎週火曜日と金曜日、朝礼前と昼食後の 2 回ずつ営業が行われ、在校児童の 95% に当たる 1189 人が利用者となって、お小遣いだけでなく荷物運びや家畜飼育などの手伝いの勤労対価から、総額 22 万 8 千円余りのお金が預金されていました。

このような、子供たちが自主的に学校内で営業活動を行う銀行が、本県にもたくさん出来ていきまし

たが、その運営を支えたのが「親銀行」でした。「こども銀行」で扱う通帳類などの支給のほか、貯蓄奨励の手引き書の配布、学校への出張講演、本物の銀行店舗を開放した「こども銀行」の営業など、様々な取り組みで支援を行いました。

こうして、昭和 23 年頃から設立が始まった本県の「こども銀行」は、ピーク時の昭和 30 年(1955)前後には、その数は 1200 行を超え、全国でも指折りの数となっていました。

国や金融機関の積極的な誘導・支援があつて、急速に数を増やした「こども銀行」ですが、昭和 30 年代半ばになると全国的に次第に数を減らしていきます。これは、経済復興期から高度経済成長期への移行や、テレビによる消費文化の普及などにより、人々の指向が貯蓄から消費に変わっていったことが大きな要因となっているようです。

「こども銀行」は、今では見られなくなった懐かしい学校風景の一コマです。

(注) 預貯金は代表者名義の 1 つの通帳に集約され、本物の金融機関(親銀行)に預け入れられ、付された利息は、各人の預貯金残高に応じて配分されるのが一般的でした。親となる金融機関の種類によって、「〇〇銀行」(親金融機関が銀行)、「〇〇郵便局」(親金融機関が郵便局)、「〇〇協同組合」(親金融機関が農業協同組合等)などと名乗っていましたが、これらの総称として「こども銀行」と呼ばれていました。



【こども銀行の窓口風景(昭和31年)】
(請求記号H93 総地127)



【本物の銀行店舗開放風景 —客も行員も全員子供たち—
(昭和33年)】(請求記号H93 総地127)

令和元年度特別企画展

「江戸時代の庄屋さまは超多忙!? ～越後・佐渡の村役人の世界～」

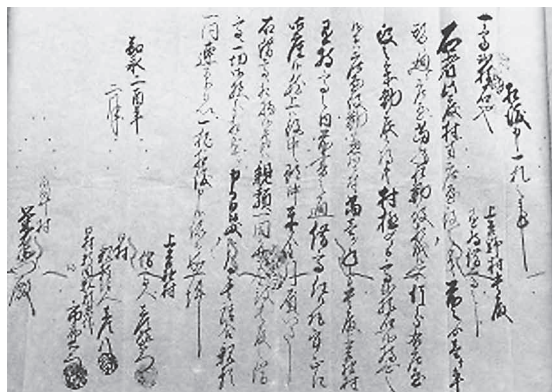
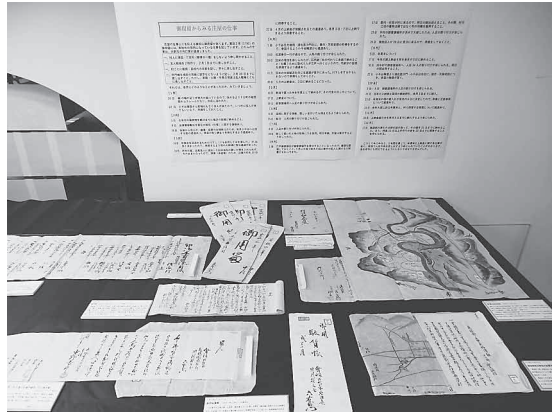
文書館では、令和元年10月29日（火）から11月10日（日）の期間、特別企画展「江戸時代の庄屋さまは超多忙!? ～越後・佐渡の村役人の世界～」を開催し、当館が所蔵する資料を4つのテーマでご覧いただきました。展示資料から代表的な資料をご紹介します。

1 村役人ってどんな人？

村役人は一般的に庄屋（名主）・組頭・百姓代の3役からなり、これを村方三役といいます。村の長たる庄屋は、中世以来の土豪地侍層もしくは新田村の草分け的存在から選ばれ、苗字帯刀の特権や財政的に優遇されることが多かったようです。しかし、江戸時代中期以降、庄屋役を世襲としていた村が減少し、輪番制や入れ札（選挙）などを採用する村が増加します。これは、役の負担に耐え切れなくなった庄屋が増加したこと、一般の百姓の権利意識が高まったことなどが関係しているようです。

【相渡申一札之事】（請求記号E9910-153-1-2）

庄屋の負担は重くかつ多忙であり、そのために疲弊することも多くあったことをうかがわせる資料です。上吉野村（現、上越市）の彦治右衛門が庄屋役に就くにあたって、滝本栄右衛門から高20石（1石＝約150kg）を借り受けた証文です。当時の上吉野村では、一年交代の輪番で庄屋役を務めていたこと、また庄屋役を務めるには持高が20石以上なければならなかったことがわかります。庄屋にはそれ相応の格式が必要だったのです。また、このほかにも庄屋役を辞めたい、庄屋役を務める順番がまわってきたが高額の金を払うから免除してもらいたい、などという願書もよく見られます。



【相渡申一札之事】（請求記号E9910-153-1-2）

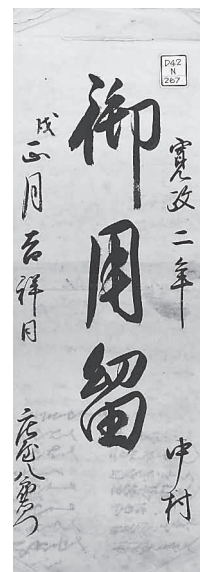
2 地域支配の「実務者」としての姿

村役人の姿には二つの側面がありました。その一つが、領主の政策を実現させるために働く「役人」であったという側面です。当館には年貢・諸役や戸口管理、その他村政に関する村方文書が多く所蔵されています。このような資料から、領主から命じられた政策を実現させるために尽力している姿をみることができます。

【御用留】（請求記号E9321-4-590～595）

御用留とは、村役人が村政執行上必要な文書や諸事項を書き留めた帳簿です。領主・代官から下達された触書や申渡書、村方から上申した願書、近村役人との相互文書などを控えとして記録しました。御用留をみると、庄屋の具体的な動きがわかります。

寛政2年（1790）に中村（現、南魚沼市）庄屋八郎右衛門が書き留めた御用留には、年貢米の回送や上納金の納入、人足や馬の割り付けなどが命じられていたことがわかります。また、役人の接待や小規模な普請



【御用留】
（請求記号E9321-4-590～595）

などでお金を立て替えている様子など、多忙な様子が生々しく伝わってきます。

3 村の利害の「代表者」としての姿

村役人のもう一つの側面は、村人の生活を守るために働く「村の代表」としての側面です。村人は庄屋に村政を委ねることで自分たちの代表としての役割を求め、庄屋は村人に迷惑をかけないことを誓いました。また、庄屋は領主と村人をつなぐパイプの役割を持っていました。村人の願いを伝えたり、紛争の仲裁を行ったりするなど、村人の先頭に立って交渉を行いました。

【信濃川分水開発絵図写】（請求記号E9903-81-2）

この絵図は、安永4年（1775）旧柿崎町域の村々の村役人が主願人となり、幕府へ提出した信濃川分水掘割計画願書に添付されたものです（ただし、原図を縮小して写したものです）。

中山間地に位置する旧柿崎町域や旧吉川町域、旧安塚町域の村々は、近世全般を通じて常に耕地を求め、かつ狭い耕地の用水確保に努めなければなりません。そして、この請願の主な目的も分水の開削により高みとなる場所の開墾でした。



【信濃川分水開発絵図写】
（請求記号 E9903-81-2）

令和元年度企画展「こんながあります！地域の歴史資料！」を紹介します

2階の閲覧室及び1階のエントランスホールでは、1～2か月ごとにテーマを決めて所蔵資料を紹介する企画展を行っています。今年度は「こんながあります！地域の歴史資料！」という統一したテーマで上越・中越・下越・佐渡の各地域の特徴的な資料を展示しています。

各展示ケース付近に展示資料の一覧、2階閲覧室には解説資料があります。ご自由にお持ちください。

○第4弾 下越編①（10月8日（火）から12月1日（日）まで）

「新川」・「大河津分水」・「関屋分水」に関する資料をもとに、下越地方の人々による治水の歴史を紹介しました。なかでも、関屋分水の建設計画や分水完成以前の航空写真は、当時を知る人はもちろん、若い世代の方にも興味深いものであったと思います。

○第5弾 中越編②（12月3日（火）から1月26日（日）まで）

文政11年（1828）の三条地震をはじめとして、過去に中越地方を襲った地震に関する資料を紹介しました。また、平成16年（2004）の中越地震の際、被災した歴史資料の救済するために当館が行った様々な取り組みについて、当時の資料をもとに紹介しました。

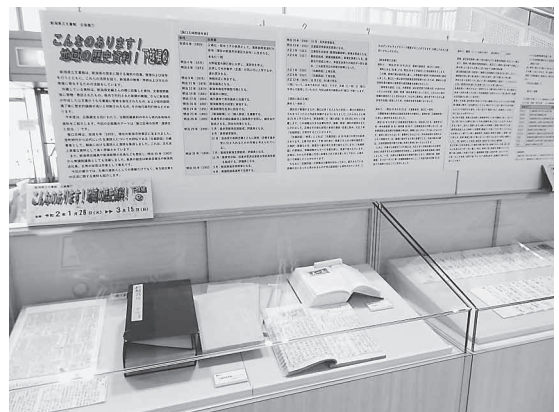
○第6弾 下越編②

（1月28日（火）から3月15日（日）まで）

政治家阪口五峰（仁一郎）と大物政治家との交流に関する展示をしました。

○第7弾 県広域編（3月17日（火）から）

新潟県全域を対象とした資料を展示します。



…………… 令和 2 年度 文書館開催講座一覧 ……………

○古文書解読講座

講座名	日程	会場	定員	申込開始日
はじめての古文書講座(春季)	5/13・20・27(水)	制作演習室	15名	4/14(火)
はじめての古文書講座(秋季)	11/11・18・25(水)	制作演習室	15名	10/9(金)
古文書初級解読講座(夏季)	A: 6/24・7/1(水) B: 6/26・7/3(金)	大研修室	各60名	各コースとも 5/22(金)
古文書初級解読講座(冬季)	A: 12/2・9(水) B: 12/4・11(金)	大研修室	各60名	各コースとも 10/30(金)
古文書解読講座(夏季)	8/19・26(水)	大研修室	60名	7/17(金)
古文書解読講座(冬季)	2/10・17(水)	大研修室	60名	1/8(金)

※時間はすべて 13:30～15:30 の 2 時間です。 ※テキスト代として 100 円が必要です。

※古文書初級解読講座については、A・B コースともに同一内容です。

○「新潟県の歴史」講座

※講師は県内外の歴史研究者を予定しています。

講座回	日程	会場	定員	申込開始日
第 1 回	9/26(土)	ホール	180名	8/25(火)
第 2 回	3/6(土)	ホール	180名	2/5(金)

※時間はいずれも 13:30～15:30 の 2 時間です。 ※受講無料

○特別企画展解説講座

※ A・B コースともに同一内容です。

コース	日程	会場	定員	申込開始日
Aコース	10/28(水)	大研修室	60名	各コースとも 9/25(金)
Bコース	11/4(水)	大研修室	60名	

※時間はいずれも 13:30～14:30 の 1 時間です。 ※受講無料

アーキビスト 文書館職員随想

昨年秋制定された「新潟県公文書管理条例」が、この 4 月からいよいよ施行されます。

この条例は、行政文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り、県の諸活動について現在及び将来の県民への説明責任を果たすことを目的としているもので、文書の作成から保存・廃棄に至るまでの各プロセスにおいて、従来の文書管理からの見直しが図られています。

主な変更点としては、「最終的な意思決定までの経緯・過程」と「事務・事業の実績」について合理的に跡付け、検証できるように、文書を作成する義務を明確化したことや、作成された文書の最終的な行く末（移管か廃棄）を、保存期間満了前のできるだけ早い時期に設定する「レコードスケジュール」を導入することにより、公文書の適切な保存・管理が行われるようにしていること、などが挙げられます。

これらと併せて、御利用者の皆様にも関係の大きい利用請求に関しても変更が行われます。これまで

文書館において保存されてきた古い公文書は「特定歴史公文書」と定義され、情報公開制度に類似した利用請求制度により、今後は知事の責務として利用に供していくこととなります。

窓口においては、公文書と公文書以外の資料とで閲覧の請求方法が異なってくるなど、御面倒をおかけすることもでてまいります。混乱のないよう分かりやすい対応を心掛けていきたいと思っております。これを機に、これまで以上に文書館を御利用くださいますよう、お待ちしております。 【皆川記】

編集・発行 新潟県立文書館

〒950-8602 新潟市中央区女池南 3 丁目 1 番 2 号

TEL 025-284-6011 FAX 025-284-8737

URL https://www.pref-lib.niigata.niigata.jp/?page_id=569

E-mail archives@mail.pref-lib.niigata.niigata.jp